

地域未来投資促進法に基づく 固定資産税の課税免除制度のお知らせ

いわき市では、地域経済を牽引する先進性の高い取組みを支援するため、
地域未来投資促進法に基づく「固定資産税の課税免除制度」を令和8年4月より新設します。

1 地域未来投資促進法について

法律の正式名称は、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」です。

地域未来投資促進法は、地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を促進することを目的とする法律で、「地域経済牽引事業」の促進に向けて、税制や金融支援、規制の特例措置等が行われるものです。

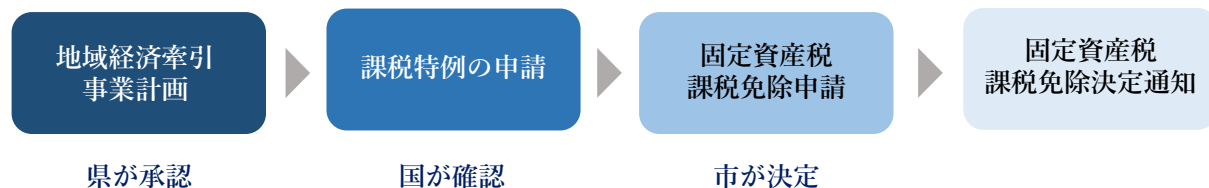


2 課税免除制度の概要

福島県及びいわき市が共同策定した「地域未来投資促進法基本計画」に適合する事業計画（地域経済牽引事業計画）を策定し、県の承認を受け、事業を実施した場合、一定の要件を満たすものについては、その事業の用に供する資産に対する**固定資産税の課税免除（3年間）**を受けることができます。

区分	内容
対象事業者	以下の要件を満たした事業者 ・地域経済牽引事業計画承認 ・国（主務大臣）の課税特例確認
投下固定資産額	1億円以上
優遇措置・期間	固定資産税の課税免除・3年間
対象資産	土地、建物、構築物、機械・装置 ※令和10年3月31日までの間に取得した資産が対象となります。

3 手続きの流れ



〈お問合せ先〉 ※お問合せ先は、内容によって変わります。

- 地域未来投資促進法の制度全般に関すること
いわき市 産業振興部 産業みらい課 TEL：0246-22-1142
- 地域経済牽引事業計画に関すること
福島県 いわき地方振興局 企画商工部 TEL：0246-24-6007
- 固定資産税の課税免除に関すること
いわき市 財政部 資産税課 償却資産係 TEL：0246-22-7434

制度の詳しい
情報については
二次元コードから

